

西目屋村農業委員会総会議事録

1：日 時 令和4年1月11日（火） 午後3時招集

2：場 所 西目屋村役場 第1会議室

3：出席委員

「農業委員」（出席7名、欠席なし）

会長	7番	西澤	義和
会長職務代理者	1番	石田	武広
委員	2番	木立	恭子
	3番	三上	都秋
	4番	熊谷	貞徳
	5番	齊藤	晃
	6番	西川	明夫

「推進委員」（出席2名、欠席1名）

1番	澤田	登
2番	桑田	富士
3番	佐藤	照明 欠席

4：農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 賢一郎 専門員 折戸 孔子

5：本会議の付議案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 令和4年西目屋村農作業標準賃金の取り決めについて

議案第2号 農地等の一括贈与に係る不動産取得税徴収猶予に関する証明
(農業経営) について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

6：会議の記録

次のとおり

議長	<p>【開会16時00分】</p> <p>西目屋村農業委員会会議規則第8条に基づき会長西澤義和が議長となる。これより、令和4年1月の西目屋村農業委員会総会を開会いたします。本日は、佐藤照明 推進委員が欠席となっております。欠席者がおりますが、会議は成立いたします。議事に入る前に、会議規則第13条により、本日の議事録署名委員の選任をしたいと思いません。差支えなければ、私から指名してもよろしいでしょうか。</p>
一同議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議ないということですので、私から議事録署名者を指名いたします。議事録署名者には、</p> <p style="padding-left: 20px;">3番 三上 都秋 委員</p> <p style="padding-left: 20px;">5番 齊藤 晃 委員の2名を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
事務局	<p>まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」をここに報告する。令和4年1月11日提出、西目屋村農業委員会会長。</p> <p>報告は2件です。詳細等については協議会で説明しておりますので省略します。以上です。ただいまの報告について、ご質問はございませんか。</p>
議長一同議長	<p>「なし」の声あり</p> <p>ないようですので、報告どおりとします。</p> <p>続きまして、議案第1号「令和4年西目屋村農作業標準賃金の取り決めについて」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「令和4年西目屋村農作業標準賃金の取り決めについて」、令和4年西目屋村農作業標準賃金を取り決めるため、別紙の案について本委員会の意見を求める。令和4年1月11日提出 西目屋村農業委員会会長。</p> <p>主な変更点は、青森県最低賃金が改定されましたので一般的農作業を1日8時間 6,600円としました。詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。以上です。ただいまの議案第1号に対する、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>「なし」の声あり</p>

議長 一同 議長 一同 議長	<p>それでは、議案第1号を原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり</p> <p>異議ないものと認め、議案第1号は原案どおり可決します。続きまして、議案第2号「農地等の一括贈与に係る不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地等の一括贈与に係る不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」意見を求める。令和4年1月11日提出。西目屋村農業委員会会長。 申請者は1名で詳細は協議会で説明しておりますので省略します。 受贈者が贈与により取得した農地を継続して経営しており、証明をしてよいと考えます。以上です。</p>
議長 一同 議長 一同 議長	<p>ただいまの議案について、ご質問、ご意見はありませんか。 「なし」の声あり</p> <p>それでは、議案第2号を原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり</p> <p>異議ないものと認め、議案第2号は原案どおり決定します。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年1月11日提出。西目屋村農業委員会会長。 受付番号1番です。畑1筆の計2, 163㎡の1筆で、双方合意による生前贈与所有権移転でございます。</p>
議長 熊谷委員 議長 熊谷委員	<p>詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上です。 ただいまの議案について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議長	はい議長。
議長 熊谷委員 議長 熊谷委員	<p>4番 熊谷委員 議案第3号受付番号1については、親子間での所有権移転であり、現在と同様に耕作が継続されることもあり許可相当と考えます。以上です。 ただいま、熊谷委員より承認してよいとありましたが、ほかにご質問ご意見はありませんか。 「なし」の声あり</p>
議長	それでは、議案第3号受付番号1を原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。
一同	「異議なし」の声あり
議長	異議ないものと認め、議案第3号受付番号1を原案どおり承認、許可することに決定します。
一同	以上で、本日提出された案件の審議は終了いたしました。
議長	ご協力ありがとうございました。
議長	これをもって総会を閉会します。ご苦勞様でした。
	【閉会 16時15分】